

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

平成30年9月30日現在

■平成30年7月1日～平成30年9月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:8件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月9日	民法の成年年齢引下げに関する会長声明	第二東京弁護士会 会長 笠井 直人	<p>本年6月13日、国会において、「民法の一部を改正する法律」(以下、「本法律」という。)が成立し、2022年4月1日より民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。</p> <p>当会は、2015年10月28日付けで「民法の成年年齢引下げと消費者被害に関する会長声明」を發出し、引下げの是非については、国民的な熟議を経ることを求めてきたものであるが、今般の法改正はそのような経過を経たものとはいえず、極めて拙速なものと評価せざるを得ない。特に強く懸念されている消費者被害拡大のおそれについては、今国会で消費者契約法が改正されたが、適用範囲が限定されており、成年年齢引下げに伴う施策としては全く不十分である。そのため、本法案の附帯決議(本年6月12日参議院法務委員会)においては、格別な配慮を求める事項が10項目にものぼっており、残された課題の多さを物語っている。</p> <p>当会は、国に対し、本法律の成立が拙速であることについてあらためて遺憾の意を表明するとともに、上記附帯決議において掲げられた措置を施行日までに確実に実現し、成年年齢引下げ及びその影響などについて国民の理解を求めることを要望するものである。</p>
7月13日	いわゆる「預託商法」につき抜本的な法制度の見直しを求める意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>1 預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。</p> <p>2 その上で、さらなる規制を課すべく、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。</p> <p>(1) 投資型ファンドと同様の運用規制(忠実義務・善管注意義務、自己取引等の禁止、分別保管、運用報告書の交付等)を導入すること。</p> <p>(2) 不招請勧誘禁止を導入すること。</p>
7月19日	「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明	京都弁護士会 会長 浅野 則明	<p>1 2018年6月4日、第196回国会において、「消費者契約法の一部を改正する法律」が可決され、成立した。</p> <p>情報通信技術の発達や高齢化社会の進展等で拡大する消費者被害等の予防・救済を図るため、その早期実現を強く求めてきたところであり、改正法が成立するに至ったことは評価する。</p> <p>もともと改正法は、その運用上の懸念と盛り込まれなかった課題を残すものである。</p> <p>2 運用上の懸念は、新たに追加された取消権における「社会生活上の経験が乏しいこと」及び「判断力が著しく低下していること」の各要件がいたずらに厳格に解釈されることにより、高齢者の消費者被害に対応できなくなる恐れがあることである。</p> <p>前者の要件に関して、改正法の衆参附帯決議においても決議されたとおり、被害者の年齢に関係なく、契約の目的となるものや勧誘の態様との関係で本要件に該当する場合があることを、消費者・事業者双方に対し、逐条解説その他によって周知し、適切な運用が図られるように措置すべきである。</p> <p>後者の要件についても、改正法の参院附帯決議においても決議されたとおり、救済範囲が不当に狭いものとならないように解釈すべきものであり、同様に消費者・事業者の双方に対して周知し、適切な運用が図られるように措置すべきである。</p> <p>3 改正法に盛り込まれなかった課題として、特につけ込み型勧誘に対する一般的な取消権の創設については、高齢者の消費者被害への対応として喫緊の課題となっているだけでなく、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の拡大を防止するための法整備としても不可欠である。</p> <p>また、消費者契約法9条1号に関しては、推定規定の導入のほかにも、事業者による根拠資料の提出を制度的に促す規律や、「解除に伴う」要件の在り方など、論点が多数積み残されており、これらについても速やかな検討を行い、法改正を実現することが求められる。</p> <p>4 さらに、消費者非該当の予防・救済を図るためには、改正法の運用を実効的なものとするのが不可欠である。</p> <p>改正法の衆参附帯決議においても決議された適切な施策を実施することを求める。</p>

7月24日	改正された消費者契約法の活用とさらなる改正の検討を求める声明	消費者契約法の改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西) 佐々木幸孝(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本) 土井裕明(滋賀弁護士会) 野々山宏(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク)	2018年3月2日に国会に提出された消費者契約法の一部を改正する法律(以下、改正法という。)は、国会審議の過程において、高齢者等をその対象として明記する取消権及び靈感商法を対象とする取消権を付加する旨の修正が行われたことは、当連絡会を含む消費者団体等の運動の成果であったとして、評価することができます。そして、改正法が施行後に消費者取引の公正化と被害救済にしっかりと活用されることが重要です。消費者庁に対して、上記の主旨を踏まえた解釈を周知し、逐条解説に示すことを求めます。 改正法に盛り込まれなかった諸項目については、衆参両院で附帯決議がされたように、速やかに法改正が実現される必要があります。とりわけ、①消費者の判断力不足に乘じて契約をさせるつけ込み型勧誘に行為に対する一般的な取消権の導入、②消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」の立証責任の軽減やその他の要件に関しては、改正法成立後の2年以内に必要な措置を講じることとされており、ただちに検討を始める必要があります。 当連絡会は、今後も各関係団体と連携しつつ、今回の改正法が実務において消費者被害の適切な救済に資する運用となるよう、また、さらなる法改正が消費者取引を公正となる内容で実現するよう積極的に活動していきます。
7月25日	民法の成年年齢引下げに対する声明	内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏(弁護士・京都産業大学法務研究科教授)	1 「民法の一部を改正する法律」の成立により民法の成年年齢が引き下げられることになったことは、極めて遺憾である。 2 未成年者の取消権の喪失の問題に対して、十分な手当がなされていない。消費者の知識・経験・判断力不足等に乘じて契約を締結させるつけ込み型勧誘や威迫的な勧誘に対する一般的な取消権の導入等といった若年者の消費者被害を防止し、救済を図るために必要な法整備を行うことについて、早急に検討し、必要な措置を講ずるべきである。 3 若年者の消費者被害の予防・救済のための消費者関係教育の施策も、いまだ十分な実施がなされておらず、また、その効果が浸透しているとは言いがたい。各教育機関における生徒及び学生のほか、保護者、教育関係者及び事業者に対しても、十分な消費者関係教育が実施され、その効果が浸透したことまで確認できるよう、早急に必要な措置を講ずるべきである。 4 民法の成年年齢引下げについては、そもそも、国民のコンセンサスが得られておらず、この問題についての国民の関心が高まっているともいえない状況にある。民法の成年年齢引下げ、それに伴う問題及びその手当につき、国民への十分な周知が行われるよう、早急に必要な措置を講ずるべきである。 5 これらの施策が十分に実施されるためには、相応の予算を必要とするところ、現状、消費者行政予算については、地方消費者行政にかかる予算が削減される等極めて不十分な状況にある。実効性のある十分な施策の実現のためには、その前提となる十分な予算が確保されるべきである。 6 本法律の成立により上記各問題点が現実化することに対して遺憾の意を表明するとともに、本法律の施行日までに上記各問題点を実質的に解決する実効性のある施策が十分に実施され、その効果が浸透させること、及び、その前提となる消費者行政予算が確保されることを強く求めるものである。
7月25日	「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する声明	内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏(弁護士・京都産業大学法務研究科教授)	1 今般の消費者契約法の改正によって、取消しの対象となる不当な勧誘行為が無効となる不当な契約条項の追加等がなされた。 これらの改正条項、とりわけ、消費者の合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(いわゆるつけ込み型勧誘行為)について、適用場面を限定したものではあるが、取消権が規定され、高齢者や若年者の消費者被害への対応が図られたことは、消費者被害等の予防・救済について前進する重要な改正があったものとして評価する。 2 しかし、今般の改正には多くの課題が残されており、これらについては速やかな措置の実施が求められる。 消費者契約法第9条第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」の立証に関しては、必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いことが指摘されているが、今般の改正法には盛り込まれなかった。この点に関しては、改正法の衆参両院附帯決議においても、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの他の要件とともに必要な検討を加え、速やかに措置すべきことが求められているところである。 つけ込み型勧誘行為に対する一般的な取消権の創設は、成年年齢の引下げに関する「民法の一部を改正する法律」に対する参議院附帯決議でも、同法成立後2年以内に必要な措置を講ずべき事項とされており、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の拡大を防止するための法整備としても不可欠となっているものである。 3 適格消費者団体及び特定適格消費者団体による不特定多数の消費者の利益のためには、国の政策として、今般の消費者契約法改正法の衆参両院附帯決議における決議内容を受け止め、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する直接的な財政支援の充実、PIO-NETに係る情報の開示範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと、仮差押命令申立てにおける立担保制度の適切な運用等の措置がなされることが必要不可欠である。 したがって当団体は、これらの措置を速やかに実現されることを強く求める。
8月22日	「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	兵庫県弁護士会 会長 藤掛 伸之	「預託商法」のうち、事業者による物品販売と、販売業者ないしその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態の取引については、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当するものとして登録制等の適用対象になることを明確にするよう法令を改正すべきである。

8月22日	成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」成立に伴い消費者取引被害の予防及び救済のための対応を求める会長声明	京都弁護士会 会長 浅野 則明	<p>1 「民法の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)が成立し、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。本法律は2022年4月1日より施行される。</p> <p>民法の成年年齢が引き下げられることになったことには、極めて遺憾である。</p> <p>2 現状においては、現行の未成年者取消権に代替する消費者保護施策がまだまだ十分に実施されていない。</p> <p>以下の事項等の若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うことについて、いずれも早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。①消費者の知識・経験・判断力不足等に乗じて契約をさせるつけ込み型勧誘行為に対する一般的な取消権の導入、②消費者契約法3条1項2号の事業者の情報提供における考慮要素について、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること、③特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、内閣府消費者委員会の提言を踏まえ、若年者の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とするか、または同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な法改正を行うこと等が求められる。</p> <p>3 若年者の消費者被害の予防・救済のための消費者関係教育の施策も、いまだ十分な実施がされておらず、また、その効果が浸透しているとは言いがたい。</p> <p>本法律施行日までに、小学校、中学校、高等学校及び大学等の教育機関における生徒及び学生に対するもののみならず、保護者、教育関係者及び事業者に対しても、十分な消費者関係教育が実施され、その効果が浸透したことまで確認できるよう、早急に必要な措置を講じるべきである。</p> <p>4 民法の成年年齢引下げについての国民的コンセンサスが得られておらず、この問題についての国民の関心が高まっているともいえない。</p> <p>民法の成年年齢引下げ、それに伴う問題及びその手当につき、国民への十分な周知が行われるよう、早急に必要な措置を講じるべきである。</p> <p>5 実効性のある十分な施策の実現のためには、十分な予算が確保されるべきである。</p> <p>6 当会は、本法律が成立したことにより、上記各問題点が現実化することに対して強い懸念があることを改めて表明するとともに、本法律の施行日までに上記各問題点を実質的に解決する実効性ある十分な施策の実現がなされること、及び、その前提となる消費者行政予算が確保されることを強く求めるものである。</p>
-------	---	--------------------	---

<公益通報者保護制度:6件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月10日	消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」に対する意見	市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会	<p>1 不利益取扱いに対する行政命令や刑事罰を導入すること。</p> <p>2 通報を裏付ける資料の収集行為の免責を法定化すること。</p> <p>3 役員については、是正措置が原則として前置とされているが、役員が安心して通報できるかどうか懸念が残るため、是正措置を不要とする場合を広く認める方向で議論すること。</p> <p>4 通報後の体制についての通報者へのフィードバックは、実際に条例で実践している自治体があることも踏まえ、導入の方向で議論すること。</p> <p>5 通報対象事実の範囲については、税法・補助金適正化法等の違反にも範囲を広げつつ、対象範囲が通報者にとってわかりやすい規定方式とすること。</p> <p>6 解雇以外の不利益取扱いがされた場合の立証責任の転換については、通報者の負担軽減の観点から、実効的な制度を導入すること。</p> <p>今後、以上の事項について、通報者を徹頭徹尾保護し、安心して通報が行える環境を法的に担保するという観点から、さらに同調査会において議論を深めた上で、市民のための実効性ある抜本的な法改正に向けた最終とりまとめがなされるよう、強く求めます。そのためにも、資料収集行為の免責の論点や立証責任の転換の論点をはじめ、今後の審議においては具体的な条文(法案要綱)を示しながらとりまとめを進めていただきたいと思っております。</p>
8月29日	「公益通報者保護専門調査会 中間整理」に関する理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 三宅 弘	<p>内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会が取りまとめた本中間整理では、公益通報を理由とする不利益取扱いを行った事業者に対する勧告及び公表等の行政措置の導入、不利益取扱いが通報を理由とする事業者側への立証責任の転換など、公益通報者の保護を拡充する方向性が示されている。</p> <p>以上の点等は、当連合会が平成27年8月3日に発表した「公益通報者保護制度に関する意見書」(以下「当連合会意見書」という。)の要望・趣旨に沿うものであり一定の評価ができる。</p> <p>他方で、本中間整理では、公益通報を理由とする不利益取扱いを行った事業者に対する刑事罰については慎重な検討をするものとされ、命令制度の導入や解雇以外の不利益取扱いに関する立証責任の転換については引き続き検討するものとされているなど、当連合会意見書の要望・趣旨に照らすとなお不十分な点が残されている。</p> <p>また、通報を裏付ける資料の収集行為に対する刑事免責について慎重な検討を要するものとされており、民事的免責についても通報者を保護する具体的方策が示されておらず、民事上・刑事上の責任の減免や懲戒処分の発動を抑制する旨の規定の速やかな検討及び法改正の実現が必要である。</p> <p>よって当連合会は、上記論点等についての速やかな具体的検討と、当連合会意見書で述べた刑事罰の導入及び資料収集行為に対する免責を含む法改正等を迅速に実現するよう改めて要望する。</p>
9月19日	「公益通報者保護専門調査会 中間整理」に対する意見書	大阪弁護士会 会長 竹岡 富美男	<p>平成30年7月に内閣府消費者委員会の公益通報者保護専門調査会が取りまとめた「中間整理」のうち、「不利益取扱いから保護する通報者の範囲」、「適用対象事実の範囲」、「通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任」、「通報体制の整備」、「守秘義務」、「行政通報の一元的窓口の設置」、「不利益取扱いに関する紛争解決手続」、「不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰」、「不利益取扱いが通報を理由とするこの立証責任の緩和」等の各論点について、当会の意見をまとめたもの。</p>

9月25日	「公益通報者保護専門調査会」今後の進め方への意見	中島 秀隆	1 公益通報者保護専門調査会で議論を重ねられている各種ガイドライン・コードに関して、事業者や事業者団体の考え方について審議をするともに見解を示していただきたい。 2 本専門調査会に内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣の御視察実現を考えていただきたい。 3 「中間取りまとめ」もしくは今後予定される「内閣府消費者委員会への答申」「内閣総理大臣への答申」へのパブリックコメント募集をお願いする。
9月26日	意見書(6)(公益通報)	串岡 弘昭	公益通報者保護専門調査会において外部通報についてはしっかり議論して頂きたい。公益通報者保護法の成立時にまで遡って考える必要がある。 外部通報の要件が法案成立時に、どのように変化していったのか、英国の公開開示法の外部通報の要件とは、どのように違っているのかについて、委員各位の外部通報に対する議論を深めて頂きたいと強く願っている。 現行法は外部通報を事実上封じ込めている。通報者の保護については現行法がない時の民事ルールのみである。現行法は、公益通報を困難にしているだけの法律といえる。このような法律が国民や消費者、また経済界のためにもなるとは思えない。 今回の意見書は、外部通報をめぐる国会審議と公益通報におけるメディアの重要性について、実際の新聞記事の見出しを示しながら論じたもの。
9月20日	公益通報者保護法の改正に向けた意見書	東京弁護士会 会長 安井 規雄	公益通報者保護専門調査会においては、本年7月に「中間整理」が公表された。今後、同調査会においては、この中間整理をベースに検討を重ね、消費者委員会へ最終報告書が提出される見通しである。そこで、同調査会の中間整理の内容を踏まえ、最終報告書及び今後の改正作業のあるべき方向性に関し、当会の意見をまとめたもの。

<地方消費者行政:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月12日	地方消費者行政の充実・強化のための恒久的財政措置を求める会長声明	神奈川県弁護士会 会長 芳野 直子	平成21年度以降、国は「地方消費者行政活性化交付金」等の交付措置を講じ、各地方自治体においては、同交付金により地方消費者行政の前進が図られてきた。 ところが、同交付金の継続措置であり、平成30年度から開始された「地方消費者行政強化交付金」予算は、大幅に減額されてしまった。 そのため、地方自治体においては消費生活相談員や相談窓口の担当者が減員されることや、必要な消費者教育・啓発活動ができない事態が生じることが懸念され、全国的に消費者行政が大きく後退することが予想される。 国に対し、地方自治体の財政事情等によることなく、消費者行政を安定的に推進するための財政措置を早期に行うよう改めて要請する。
8月22日	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める会長声明	函館弁護士会 会長 窪田 良弘	高齢化や成年年齢の引き下げ等の社会情勢の変化に伴い消費者被害が広範囲化・深刻化していくことが予想される中、被害を未然に防止し、また被害の事後的な救済のために、地方消費者行政の一層の充実・強化が求められている。 しかし、平成30年度の消費者庁予算案においては、地方自治体から60億円を超える交付金の要求がなされていたにもかかわらず、その金額は24億円と大幅に縮減されている。 平成31年度の地方消費者行政強化交付金の金額を従前の地方消費者行政推進交付金と少なくとも同程度の水準で確保し、10年程度は継続するべきである。 また、地方公共団体による消費者相談情報のPIO-NET登録、悪質業者への行政処分等の効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政にも密接に関連していることに鑑みれば、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政的措置を講じるべきである。
8月22日	地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書	京都弁護士会 会長 浅野 則明	1 国は、2018年度(平成30年度)の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、同年度本予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当てすべきである。 2 国は、2019年度(平成31年度)の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年度(平成29年度)と同水準で確保すべきである。 3 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報を受け、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりすることの効果は、地域の消費者のみならず、国の消費者政策の推進にもつながることを踏まえ、その費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきである。

<消費者安全関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月18日	HPVワクチンの有効性に関するフィンランドの研究に関する見解 -子宮頸がん予防効果を示すものとはいえない-(参考送付)	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	International Journal of Cancer誌に掲載されたフィンランドの研究がHPVワクチンによる子宮頸がんの減少効果を示す根拠として紹介されることがある。 しかしこの論文の分析方法と結果にはいくつかの問題点があり根拠として扱うには不適切である。

<集団的消費者被害救済制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月27日	適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	1 現行の消費者契約法で法定している以上の監督厳格化を行うことに反対。 従来の法規制のもとで適格消費者団体の運営をめぐる問題も生じていない中で、現行の法規制を加重するような改訂には反対。 2 適格消費者団体の実情をふまえ、必要な支援を求める。 適格消費者団体の事務所に関する規定が厳格化され、適格消費者団体が既存の事務所改修や新規の事務所探しなどの追加的な業務を担わされるようなことになるとすれば問題である。 本来的には適格消費者団体への財政支援が必要であるが、国は適格消費者団体に対して、事務所改修費の手当てや消費生活センター等の公共施設の一角を事務所として提供するようなあっせんなどの対応をセットで行うべき。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月24日	遺伝子組換え表示制度改革に向けた意見	たねと食とひと@フォーラム 共同代表 吉森 弘子 高橋 広一	現行の遺伝子組換え食品表示制度では、8農産物33加工食品群に義務表示対象が限られており、原料等に遺伝子組換え農作物が使われていたとしても、多くの加工食品や飼料は表示義務対象外となっているため、生産者の任意に委ねられている。 この場合、消費者が「遺伝子組換え食品は食べたくない」と考えても「遺伝子組換え」という表示がないため判断できない。また、加工食品業界や畜産業界では、コストのかからない遺伝子組換え不分別の原料を使用する動きが加速している。いずれも表示制度の欠陥により生じている問題である。 遺伝子組換え検討会の報告書では、義務表示の拡大は無し、任意表示の「遺伝子組換えでない」表示のみの厳格化を行うことでまとまった。5%以下の意図せざる混入の可能性があるのに「でない」表示をすることが消費者の誤認を招くという委員の意見を反映したものの。 よって、以下の意見を提示する。 ・全ての遺伝子組換え食品を対象とした義務表示を求める。科学的検証のみでなく、いわゆる社会的検証も根拠としていくべき。 ・混入率α～5%で新設される表示は、消費者が遺伝子組換えでない食品を選択できるような、プロセスを重視した表示にすることを求める。 ・見直された制度施行にあたっては、慎重な検討がなされることを求める。 また、「遺伝子組換えでない」表示の厳格化により懸念されることは以下のとおり。 ・「遺伝子組換えでない」と表示される食品の激減 ・分別生産流通システムがなくなる可能性 ・消費者が遺伝子組換えでない食品を選択する機会が失われること ・国産農作物であっても「遺伝子組換えでない」表示が出来ない可能性 ・プレミアム扱いとなることにより高価なものとなる「遺伝子組換えでない」表示の食品と「遺伝子組換え不分別」の原料を使用した食品の二極化

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月25日	特定複合観光施設区域整備法(いわゆる「カジノ解禁実施法」)の成立に抗議し、その廃止を求める会長声明	兵庫県弁護士会 会長 藤掛 伸之	特定複合観光施設区域整備法(以下、「カジノ解禁実施法」という)の成立は、刑法が賭博を犯罪とし、刑罰をもって禁止している趣旨を没却し、法秩序全体の整合性を著しく損なうものである。 兵庫県弁護士会は、カジノ解禁実施法の成立に抗議し、廃止を強く求める。